

市内協力業者説明会 質疑回答

日時：令和５年７月１９日 １６時～

会場：市庁舎５０３会議室

Ｑ１．９月に優先交渉権が決定しなかった場合スケジュールはどうなるか。

Ａ１．準備期間が取れなくなるためスケジュールは見直しになります。

Ｑ２．受託事業者は毎年変わるのか。

Ａ２．令和６年度から５年間の契約です。

Ｑ３．受託業者の参加資格や審査基準はどのようなものか。

Ａ３．参加資格及び審査基準は実施要領に記載のとおりです。

Ｑ４．民間企業の受注機会増加とはどういうことか。

Ａ４．受託事業者によっては、その事業者が管理等をしている民間施設の業務を受注できる可能性もあるということです。

Ｑ５．事業者から見積もりの依頼が来たら対応すべきなのか。

Ａ５．事業者と市内業者との見積やりとりについて制限は設けていません。